

令和5年度 地域情報化アドバイザー制度活用報告書

地域情報化アドバイザー制度の活用実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 申請団体情報

1-1. 申請団体

| | | | |
|-------|----------------------------|---------|--------------|
| 団体名 | 泉佐野市役所 | 代表者名 | 千代松大耕 |
| 担当者部署 | 総務部 | 連絡先電話番号 | 072-463-1212 |
| 担当者役職 | 係員 | 担当者氏名 | 一木 真人 |
| 住所 | 598-8550 大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号 | | |

1-2. 推薦団体（「区分」が「協議会」または「NPO・商工会・大学等」の場合のみ入力）

2. 派遣アドバイザーに対する評価と要望

支援を受けたアドバイザーに対する評価をお願いします。

| | |
|-----------------------------|---|
| アドバイザー | 大山 水帆 |
| 評価 | 大変よい |
| 上記評価の理由（どのようなところがよかったか等詳細に） | DX管理職研修に向け、講演の詳細な内容や当日のタイムスケジュールについて打ち合わせを行いました。また、当日の講演会に関する内容として、泉佐野市のDX推進体制案の練り上げにもご協力いただきました。 |
| アドバイザーへの要望事項 | 特になし |

3. 地域情報化アドバイザー派遣実績

| | | | | | |
|-------------|---------------|--------------|--------------|--------|----------|
| 3-1. 対応日・時間 | 派遣日予定日（申請書より） | 支援内容（申請書より） | 期日・支援内容の変更あり | | |
| | 令和6年1月9日 | 事前打合せ(オンライン) | 無 | | |
| | 実施した派遣日 | 実施した支援内容 | 開始時刻 | 終了時刻 | 内休憩時間（分） |
| | | | 13時00分 | 14時20分 | |
| | | | 活動時間（分） | 80 | |
| 3-2. 派遣場所 | 会場名 | オンライン | 最寄駅 | オンライン | |
| | 所在地 | オンライン | 最寄駅からの交通手段 | オンライン | |

4. 報告書に関しての地域情報化アドバイザーホームページ「派遣事例」への掲載許可

| | | |
|------|---------------------------|---|
| 掲載許可 | <input type="radio"/> 掲載可 | https://www.r-ict-advisor.jp/cases-case-good-practices/past-year-all-houkoku/ |
|------|---------------------------|---|

5. 依頼内容及び支援を受けたことによる成果・効果

| | | |
|--|---|----|
| 5-1. 支援を受けた対象者 | 属性（職員、一般、企業等）について【自由記述】 | 人数 |
| | 泉佐野市デジタル化推進担当 | 3人 |
| 5-2. 支援を受けるにあたって目指した成果と実勢に支援を受けたことで改善又は解決した成果・効果 | | |
| 事業の課題・問題点（具体的にご記入下さい） | 一部の講演参加者について、DXに関する知識、意識に乏しく、このまま講演を行なっていただいても効果は限定的になる懸念があります。 | |
| 支援により目指す成果（具体的にご記入下さい） | 市の幹部級職員が、DXに関する基礎的な知識及び意識を身につけ、DXの推進に積極的な活動を行えるようになること | |
| アドバイザーに支援を受けた内容（具体的にご記入下さい） | DX管理職研修に向け、講演の詳細な内容や当日のタイムスケジュールについて打ち合わせを行いました。また、当日の講演会に関する内容として、泉佐野市のDX推進体制案の練り上げにもご協力いただきました。 | |
| 支援を受け改善又は解決された内容（具体的にご記入下さい） | 今回は目的達成のための打ち合わせであるため、改善内容はありません | |

| | | |
|---|--|-------------------------|
| 具体的な成果物 | 最も当てはまるものをリストより選択下さい。 | ⑥途中段階であり、具体的な成果物はできていない |
| 改善又は解決されなかった内容 持ち越しとなった内容 (具体的にご記入ください) | 当時のタイムスケジュール(メール等で詰めて行く予定) | |
| アンケートの内容と分析結果 | 講演・セミナー又は個別の事業支援の実施にあたりアンケートを行った場合は、その内容と分析結果についてご記入下さい。(EXCELやPDFでの分析結果を添付されても結構です。)アンケートを行わなかった場合はその理由をご記入下さい。 まだ講演を実施していません。 | |
| 5-3. 今後の計画 | 最も当てはまるもののリストより選択下さい | ④予算以外で、今後取組む事項がある |
| 事業の最終的な目指す姿 | | |

なおくその他>を選択した場合、具体的な記入が必要となりますのでご注意ください

6. 地域情報化アドバイザー支援の様子

今回の派遣における地域情報化アドバイザーの支援の様子がわかる「写真(JPEG)」を次ページに数枚程度貼り付けて下さい。



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、事務の処理に用いる情報システムについて国において統一的な基準を策定し、地方公共団体は、この基準に適合した情報システムを利用することを目指す。

趣旨
国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効率的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに基づき、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要なとれる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲
各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
※ 税関手続、金融基本情報、選挙人名簿閲覧、国定賞状授与、個人住民税、法人住民税、自治体単位、数字、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、経済活動、児童扶養手当、子育て支援

② 国による基本方針の作成
政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
内閣府は、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定
所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準(省令)を策定
内閣府は、総務大臣及び所管大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準(省令)を策定
策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用
地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限の追加等が可能

⑤ その他の措置
地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用しようとする
国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努める
地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日
令和3年9月1日

総務省 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 概要